

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、令和3年9月2日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付決定処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を「5級」と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

左下肢切断と共に同じ糖尿病の合併症により、失明も時間の問題と言われている。また、同じく糖尿病の関係で手のふるえ、痺れ、冷えもひどく、本件審査請求書に書いた字のとおり、まともに書くこともできない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和4年 5月19日 | 諮問 |
| 令和4年 7月21日 | 審議（第68回第1部会） |
| 令和4年 8月 2日 | 処分庁へ調査照会 |
| 令和4年 8月15日 | 処分庁から回答を收受 |
| 令和4年 8月18日 | 審議（第69回第1部会） |
| 令和4年 9月15日 | 審議（第70回第1部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条は、同法における「身体障害者」とは、同法別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう旨定めている。

法15条1項は、身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に対して身体障害者手帳の交付を申請することができる旨定め、同条3項は、同条1項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない旨定めている。

同条4項は、都道府県知事は、同条1項の申請に基づいて審査した結果、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申

請者に身体障害者手帳を交付しなければならない旨定めている。

- (2) 法施行規則 5 条 1 項 2 号は、身体障害者手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨定めており、同条 3 項は、障害の級別は同規則別表第 5 号（等級表）のとおりとする旨定めている。

等級表のうち、肢体不自由（ただし、上肢、下肢及び体幹の機能障害に関するもので、両上肢及び両下肢に係るものを除いたもの。）に係る部分を抜粋すると、別紙 2 のとおりである。

- (3) 東京都においては、身体障害者手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かを判断するため、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（等級）についての認定審査を適切に行うため、「東京都身体障害者手帳に関する規則」（平成 12 年東京都規則第 2 1 5 号）を制定しており、同規則 5 条は、法 1 5 条 4 項の規定による審査は、法別表及び等級表に定めるもののほか、別に定める障害程度の認定基準に基づき行うこととする旨定めている。

同規則 5 条による委任を受けて定められた「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 3 1 日付 1 1 福心福調第 1 4 6 8 号。以下「認定基準」という。） 8 条は、等級における個別の障害種目に係る認定基準については、同基準別紙の「障害程度等級表解説」（以下「等級表解説」という。）のとおりとする旨定めている。

等級表解説のうち、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙 3 のとおりである。

- (4) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 1 5 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

- (1) 本件診断書によれば、請求人の障害名は、疾病による「左足壊死性筋膜炎（疾病）」を原因とする「左下肢機能障害」とされ（別紙 1・I・①及び②）、障害程度等級についての参考意見として、「下肢 5

級、総合5級」とされている（別紙1・Ⅳ）。また、参考図示において、左足の一部に切離断が認められることから（同・Ⅱ・一・5）、本件障害については、左下肢の機能障害として認定するのが相当である。

(2) 以上を前提に、以下、請求人の左下肢の機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書の「動作・活動」の欄をみると、「寝返りをする」、「座る（足を投げ出して）」がいずれも「○（自立）」とされているが、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「いすに腰掛ける」、「座位又は臥位より立ち上がる」（手すりを使用）、「家の中の移動」（車いすを使用）、「排泄の後始末をする」はいずれも「△（半介助）」とされており、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも「×（全介助又は不能）」（以上別紙1・Ⅱ・二）、補装具なしでの歩行及び起立位保持はいずれも「不能」（同・三）とされていることが認められる。

一方、関節可動域（ROM）や筋力テスト（MMT）についての評価は記載がなく（別紙1・Ⅲ）、「参考となる経過・現症」欄に「四肢切断術（下腿）」との記載があり、切断の箇所は、「左ひざ関節より12cmで切断」であること、「総合所見欄」に「5cm又は15分の1以上の短いもの」と記載されていることが認められる（以上、別紙1・Ⅰ・④及び⑤）。

以上のことから、処分庁は、請求人の肢体不自由は、左足の一部切断によるものであるとして、請求人の本件障害（一下肢の機能障害）の程度については、「一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの」（以上、別紙2・「5級」の項目「3」）として、同5級として認定したものと認められる。

そうすると、本件障害については、障害等級4級（一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの）の障害としては判断することができず、同5級と認定するのが

相当である。

(3) 以上のことから、本件診断書の記載内容を、等級表、認定基準及び等級表解説に照らして判断すると、本件障害の程度は、「疾病、切断による 下肢機能障害【左下肢 1 5 分の 1 以上短縮】（5 級）」として、「総合等級 5 級」と認定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、前記第 3 のとおり主張する。

しかし、本件診断書によれば、本件障害は、下肢機能障害として 5 級と認定することが相当であることは、上記 2 で述べたとおりである。

よって、請求人の主張には、理由がない。

4 審査会の職権による調査

(1) 調査の実施

本件診断書の「動作・活動」の欄には、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」はいずれも「×（全介助又は不能）」、補装具なしでの歩行及び起立位保持はいずれも「不能」との記載がされている。これらの点について、当審査会では、障害等級の「下肢機能障害【一下肢の機能の著しい障害】（4 級）」に該当するのではないかという疑問が生じた。

また、本件診断書の「参考となる経過・現症」欄に「四肢切断術（下腿）」との記載があり、かつ、本件診断書 1 枚目の右余白部分に、切断の箇所は、「左ひざ関節より 1 2 c m で切断」であるとの付記がある。これらの点について、当審査会では、障害等級 4 級の「一下肢が健側に比して 1 0 センチメートル以上短いもの」に該当するのではないかとの疑問が生じた。

これらの疑問点について行政不服審査法 7 4 条に基づき、処分庁に対する調査を行ったところ、以下の回答を得た。

(2) 回答

請求人の申請に対し、「疾病、切断による 下肢機能障害【左下肢

15分の1以上短縮】（5級）」と認定した理由については、以下のとおりである。

ア 本件診断書の「原因となった疾病・外傷名」には「左足壊死性筋膜炎」とあり、「参考となる経過・現症」には、「足底の皮膚壊死を認めたため、6月17日に四肢切断術（下腿）施行。（抜粋）」とあり、「参考図示」において、左足首付近に切離断の記載があるものの、切断部位以外の症状についての記載はないこと。

また、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」において、感覚障害、運動障害は「なし」に○があり、関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）の評価は記載がないことから、正常と判断されること。

以上から、左下肢の切断以外に肢体不自由の障害についての所見は確認できず、「動作・活動」の評価において、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する」及び「公共の乗物を利用する」がいずれも×（全介助または不能）、歩行能力（補装具なし）及び起立位保持（補装具なし）はいずれも「不能」とあることは、左下肢の切断によるものと考えられること。

等級表解説第3・1・(6)において、「四肢の障害は基本的には障害部位を個々に判定した上、総合的に障害程度を認定するものである。（抜粋）」とし、また第3・3・(3)・ウにおいて、「一下肢の障害として認定するには、機能障害が一支全体にわたっているか少なくとも3大関節のうち2関節に障害が及んでいることを要するものとする。（抜粋）」と規定していること。

以上のことから、「一下肢の機能の著しい障害」（4級）ではなく、「一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの」に該当すると判断した。

イ 「下肢長」については左右ともに記載がないが、「総合所見」に「5cm又は15分の1以上短いもの」とあり、主治医の「障害程度等級についての参考意見」は「5級」とあること。

また、切断の箇所について主治医に再度確認したところ、「一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの」（4級）には該当せず、「左ひざ関節より12cmで切断」との回答があったこと。

「左ひざ関節より12cmで切断」とあることと、「総合所見」にある「5cm又は15分の1以上短いもの」について、矛盾するものではないこと。

以上から、本件診断書に基づき、主治医の意見どおり、「一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの」（5級）に該当すると判断した。

- (3) 上記回答に照らすと、請求人の障害の程度を、「疾病、切断による下肢機能障害【左下肢15分の1以上短縮】（5級）」として、「総合等級5級」と認定した本件処分は合理的である。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1ないし別紙3（略）